特定取引売付債券	
特定取引有価証券派生商品	
特定金融派生商品	
その他の特定負債	
（略）	（略）
その他負債	その他負債
（略）	（略）
借入特定取引有価証券	（削除）
借入有価証券	借入有価証券
（新設）	売付商品債券
（略）	（略）

3　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
買入手形利息	
預け金利息	
金利スワップ受入利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
受入為替手数料	
その他の役務収益	
特定取引収益	
商品有価証券収益	
特定取引有価証券収益	
特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益	
その他業務収益	
外国為替売買益	
国債等債券売却益	
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
債券利息	
コールマネー利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
売渡手形利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
借用金利息	
短期社債利息	
社債利息	
新株予約権付社債利息	
金利スワップ支払利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
支払為替手数料	
その他の役務費用	
特定取引費用	